

考えよう 平和の大切さ

市では、平成2年度の「幸手市平和都市宣言」以来、世界の恒久平和を願い、さまざまな活動を行っています。
毎年、広島市で行われる平和記念式典には、「平和の作文」入賞者の代表のみなさんを派遣しています。
また、市役所ロビーで平和のための写真展を開催しています。
この機会に、平和の大切さを改めて考えてみましょう。

平和の作文

次世代を担う青少年に、平和の大切さを再認識してもらうため、市内中学3年生を対象に「平和の作文」を募集し、その中から最優秀1人・特選5人・入選7人の計13人のみなさんを選出し、7月10日（金）に市役所で「平和の作文」の表彰式を行いました。

入賞者のみなさん

▼最優秀（敬称略）

川崎 美佳（西中）



▲川崎さんによる朗読

▼特選（敬称略）

河野日菜子（幸手中）

松崎 史花（幸手中）

秋葉 南（東中）

鈴木 美帆（東中）

村田 凜乃（西中）

▼入選（敬称略）

阿部 美香（幸手中）

田辺紀代子（幸手中）

直井 香苗（西中）

長澤 滯（西中）

新島 菜悠（西中）

間中 美保（西中）

村山 媛香（西中）



▲入賞者のみなさん

平和のための 写真展

みなさんの家庭に保存されていた戦時中などの貴重な写真を展示しています。

とき 8月3日（月）～14日（金）午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜日は除く
※8月14日（金）は午後3時まで
ところ 市役所玄関ロビー

平和祈念の 黙とうにご協力を

原爆死没者や戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念して、広島原爆の日（8月6日午前8時15分）、長崎原爆の日（8月9日午前11時2分）、終戦記念日（8月15日正午）に、家庭や職場で1分間の黙とうを捧げましょう。

問合せ 人権推進課 ☎（43）1

111 内線162・FAX（44）

0257

作品をご覧になりたい人は、「平和の作文」文集を配布していますので、市役所本庁舎1階人権推進課窓口にお越しください。
※数に限りがありますのでお早めにどうぞ。

子どもを養育するひとり親家庭などへの 給付制度のお知らせ

問合せ 子育て支援課 ☎ (42) 8454 ・ FAX (43) 5600

児童扶養手当制度

対象 つぎのいずれかに該当する子どもを養育している
父、母または養育者

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父または母が死亡した子ども
- ③ 父または母に一定の障がいがある子ども
- ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども

▼手当の額

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	42,000 円	41,990 円～9,910 円
2人の場合	47,000 円	(41,990 円～9,910 円) + 5,000 円
3人以上の場合	2人の場合の月額に、1人につき 3,000 円を加算	

※月額、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定

※「子ども」とは、18歳になった年の年度末まで（一定の障がいがある場合は20歳になるまで）

該当要件の詳細や申請方法などについては、子育て支援課にお問い合わせください。

特別児童扶養手当制度

対象 身体などに一定の障がいがある
20歳未満の子どもを養育している人

▼手当の額

1級 月額51,100円 2級 月額34,030円
※施設入所者や障害年金受給者を除く

ひとり親家庭等医療費支給制度

医療機関などで支払った医療費（保険診療分）相当額が支給されます。

対象 つぎのいずれかに該当する人

- ① 父子家庭の父とその子ども
 - ② 母子家庭の母とその子ども
 - ③ 父母のいない子どもとその養育者
 - ④ 父または母に一定の障がいがある子どもとそれを監護する母または父
- ※所得制限あり

人権それは愛

高齢者と共に歩める社会を



人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となり、少子化の傾向も相まって、今後さらに高齢化が進みます。

こうした高齢化に対応するため、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成に向けて、さまざまな取り組みが行われています。

しかし、豊かな経験や知識がありながら、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されたり、介護を必要としている高齢者が、介護者などに肉体的・心理的虐待を加えられたりするなど、高齢者の人権に関わる問題が起きています。

こうしたことから、広い意味での社会保障制度の充実を図ることはもちろん、それぞれの家庭や地域社会で、高齢者との日常的な交流を通じて、世の中にある「老い」に対する偏見をなくし、高齢者の

豊かな経験や知識が十分に生かされるような環境を作っていくことがとても重要になってきます。

人は誰でも老いていくものです。

高齢者が社会を構成する一員として、年齢に関わりなく、意欲と能力に応じて、その人らしく自立して生きることができる社会を作るためには、私たち一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深め、尊重していくことが大切です。

8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強調月間」です。

県では「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、県民総ぐるみで「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

